

## 令和8年上尾市教育委員会2月定例会 会議録

- 1 日 時 令和8年2月19日(木曜日)  
開会 午後1時30分  
閉会 午後3時56分
- 2 場 所 上尾市役所7階 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 西倉剛  
教育長職務代理者 小池智司  
委員 谷島大  
委員 矢野誠二  
委員 岩鉄由美  
委員 湯本華奈子
- 4 出席職員 教育総務部長 加藤浩章  
教育総務部次長 池田直隆  
学校教育部長 瀧澤誠  
学校教育部次長 島田栄一  
学校教育部副参事 兼 学務課長 勝雄一  
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 武田直美  
教育総務部 教育総務課長 杉木直也  
教育総務部 新しい学校づくり推進室長 深井雄太  
教育総務部 生涯学習課長 白石恵子  
教育総務部 図書館長 山内正博  
教育総務部 スポーツ振興課長 栗原雅之  
学校教育部 学校保健課長 佐藤光敏  
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 荻原知之  
書記 教育総務課主幹 田村啓昭  
教育総務課主幹 仲上直志
- 5 傍聴人 5人

## 6 日程及び審議結果

### 日程第1 開会の宣告

### 日程第2 1月定例会会議録の承認

### 日程第3 会議録署名委員の指名

### 日程第4 議案の審議

- 議案第10号 上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規則の制定について
- 議案第11号 上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第12号 上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第13号 上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
- 議案第14号 令和8年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針の策定について
- 議案第15号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について

### 日程第5 協議

- 協議事項1 第4期上尾市教育振興基本計画（案）について
- 協議事項2 第6次上尾市生涯学習振興基本計画（案）について
- 協議事項3 第3期上尾市スポーツ推進計画（案）について
- 協議事項4 第4次上尾市図書館サービス計画（案）について
- 協議事項5 第4次上尾市子どもの読書活動推進計画（案）について

### 日程第6 報告事項

- 報告事項1 令和7年上尾市議会12月定例会について
- 報告事項2 第44回上尾市民駅伝競走大会について
- 報告事項3 令和8年度上尾市立小・中学校入学式について
- 報告事項4 令和7年度第2回生徒指導に関する調査結果について
- 報告事項5 令和8年1月 いじめに関する状況について

### 日程第7 今後の日程報告

### 日程第8 議案の審議

- 議案第16号 令和8年度当初教職員人事異動に係る内申について

### 日程第9 閉会の宣告

## 7 会議録

### 日程第1 開会の宣告

(西倉剛 教育長) ただいまから、令和8年上尾市教育委員会2月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はございますか。

(杉木直也 教育総務課長) 5人の方から傍聴の申出がございます。傍聴の許可をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(西倉剛 教育長) 傍聴者の皆様へ申し上げます。傍聴に当たっての注意事項を傍聴券の裏面に記載しておりますので、お読みいただき、会議の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 日程第2 1月定例会会議録の承認

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第2 1月定例会会議録の承認」についてでございます。1月定例会につきましては、すでにお配りして確認していただいております。修正等がございましたら、お伺いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

～委員全員から修正等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) それでは、承認することにご異議ございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、湯本委員にご署名いただき、会議録とします。

### 日程第3 会議録署名委員の指名

(西倉剛 教育長) 続いて、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、谷島委員をお願いいたします。

(谷島大 委員) はい。

### 日程第4 議案の審議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」でございます。審議の前にお諮りいたします。本日予定しております議案は7件でございますが、「議案第16号 令和8年度当初教職員人事異動に係る内申について」につきましては、人事管理に係る案件でございますので、会議を公開しないこととし、関係職員のみのお出席によって、議案の審議を行いたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、会議を公開して行う、議案第10号から議案第15号までの審議を行い、協議、報告事項、今後の日程報告を行いたいと存じます。その後、非公開の会議として、議案第16号の審議を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

(西倉剛 教育長) それでは、「議案第10号 上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規則の制定について」説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 議案第10号につきましては、杉木 教育総務課長が説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) 議案書1ページをお願いします。はじめに「上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規則の制定について」でございます。2ページ下段に記載の提案理由でございますが、上尾市教育委員会に対する請願の処理に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものがございます。上尾市教育委員会に対する請願につきましては、その処理に関する規則がないことから、統一的な対応をしていなかった現状がございます。また、この請願の処理に関しましては、上尾市議会から上尾市教育委員会に対して、一般質問等によってご要望を頂戴していたところでございます。このような状況を踏まえまして、本規則を制定するものがございます。

それでは、規則の内容についてご説明いたします。はじめに、第1条では、本規則の趣旨を記載してございます。第2条では、教育委員会に対し請願しようとする者は、請願書を提出しなければならないこと、請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の氏名及び住所記載しなければならないことを規定しております。第3条では、請願書を受理したときは、教育長は、速やかに教育委員会の会議に付するものとする、第4条では、請願で軽易な事項や緊急その他やむを得ない事情のあるときは、適宜これを処理し、その旨を教育委員会の会議に報告しなければならないことを規定しております。第5条では、意見陳述を希望する請願者は、教育委員会が許可したときは、教育委員会の会議において口頭で意見を述べることができる旨を規定しております。第6条では、請願の処理の結果を請願者に通知するものとし、教育委員会の採決結果について通知することを規定しております。最後に、第7条では、請願の処理に関し必要な事項は、教育長が定めるとし、請願の処理の細則については、議決後に新たに教育長訓令で定める予定としております。本規則の施行日は、令和8年4月1日でございます。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第10号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第10号 上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第 1 1 号 上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第 1 1 号につきましては、武田 指導課長より、ご説明申し上げます。

(武田直美 指導課長) 「議案第 1 1 号 上尾市学校運営委員会規則の一部を改正する規則の制定」についてでございます。議案書 3 ページをお願いします。併せて、議案資料の 1 ページもご覧いただければと存じます。提案理由でございますが、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。内容といたしましては、規則第 3 条第 1 項第 4 号を 5 号とし、第 3 号の次に、4 号「業務量管理及び健康確保措置の実施に関すること」を加えるものでございます。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第 1 1 号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第 1 2 号 上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第 1 2 号につきましては、佐藤 学校保健課長より、ご説明申し上げます。

(佐藤光敏 学校保健課長) 「議案第 1 2 号 上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書の 4 ページと議案資料 2 ページをお願いします。議案書 4 ページ、下段の提案理由をご覧ください。上尾市の設置する学校において、学校給食法第 3 条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を改正したいので、この案を提案するものでございます。

次に、内容でございますが、去る 1 2 月市議会において、小中学校の学校給食に関わる賄材料費を増額補正したことを受けて、児童生徒の保護者を除く、学校給食費負担者の令和 8 年 3 月分の給食費の額の特例を定めるもので、附則に、見出し及び 2 項を加えます。「学校給食費の額の特例」といたしまして、附則 9 は、おもに小学校の教職員について、月額 5, 0 0 0 円を月額 5, 7 0 0 円に、日割りの学校給食費の額 3 0 0 円を 3 1 0 円と変更します。附則 1 0 は、中学校の教職員については、月額 5, 9 5 0 円を月額 7, 0 0 0 円に、日割りの学校給食費の額 3 6 0 円を 3 8 0 円とします。この規則は、令和 8 年 3 月 1 日から施行するものでございます。説明は、以上です。

(西倉剛 教育長) 議案第 1 2 号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第13号 上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 議案第13号につきましては、勝 学務課長より、ご説明申し上げます。

(勝雄一 学務課長) 「議案第13号 上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」ご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教育職員のサービスを監督する教育委員会による計画の策定が義務付けられたことにより、上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するために提出するものでございます。

別冊資料、上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画をご覧ください。1枚おめくりいただき、目次があります。まず、構成でございますが、大きく5つの柱となっております。それぞれの内容について、説明いたします。

1つ目、計画の趣旨・現状が2ページ上段にございます。(2)本市の現状として、月45時間以内、月45時間超、月80時間超については、県の調査、令和7年11月調査の結果を、年360時間以内については、令和6年度の結果を載せております。各校、取組を推進しておりますが、大変厳しい状態となっております。

2つ目、目標ですが、「時間外在校等時間に関する目標」「ワークライフバランスや働きがい等に関する目標」を定量で設定しております。

3つ目、本計画の期間ですが、令和8年4月1日から令和10年8月31日とし、「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」の終期と合わせております。

4つ目、実施する内容ですが、大きく「業務量管理」と「健康確保」の2つに分けております。2ページ下段から4ページ中段までが「業務量管理」について、4ページ中段から5ページにかけて「健康確保」について、それぞれ市教委、学校で取り組むこととしております。

5ページ下段、5つ目は、今後のフォローアップについてとなっております。本計画は、「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」をもとに、目標を段階的、具体的に示しております。そして、各取組を通して、教職員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に専念し、学校教育の質の向上を図れるようにしております。説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第13号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(谷島大 委員) ご説明ありがとうございました。この実施計画の中で、全職員を対象としたストレスチェックを実施するとありますが、このストレスチェックというのはどのような方法でどれぐらいの

頻度で行う予定でしょうか。

(勝雄一 学務課長) まず頻度としましては年1回行っております。全学校、学校保健課の方からストレスチェックの用紙を学校に配布して、職員がそれぞれチェックをして提出するという形をとっており、全て同じ項目となっています。

(谷島大 委員) これまでも取り組まれていた「時間外在校等時間を減らす」という取り組みはもちろん大切だと思いますし、これからも引き続き進めていただくのですが、個人的にはどちらかというと高ストレスの教職員の方々の割合を減らして、全体のメンタルヘルスを良好に維持するというのが、とても大事だと思っています。このストレスチェックが全ての教職員の方々も、メンタルヘルスの本当の実情を把握するものとなって、状況改善に役立ってほしいと強く感じますのでよろしくお願いいたします。意見として申し上げます。

(矢野誠二 委員) ご説明ありがとうございます。私の方から2点質問させていただきます。まず実施計画が法の一部改正に伴っていること、議案資料の方で実施計画の具体的な内容を載せていただいた資料だということもわかりました。資料について質問なのですが、資料の4ページ(2)健康確保の中に、最早出勤時間と最遅退勤時間が午前7時30分と午後7時30分ということで明記されています。学校ごとに正規の出勤退勤時間が違うと思うのですが、今回明記した時間と正規の時間との差をどのように埋めるのでしょうか。学校でその都度決めるのかと思うのですが、実際にどのような措置を考えていくのか疑問だったのでお聞きするものです。例えば、午前の時間で言えば、午前7時30分よりも30分早く来た場合、30分の時間を埋めるための措置として、その下にありますフレックスタイム制という形に運用していくのか教えていただきたいというのが1点目。

2点目として、同じく②教職員の心と体の健康管理について、アで、全職員を対象とした健康診断を実施しますとありますが、これまでも法に基づいて健康診断はされていると思うのですが、それとは異なる新たな取り組みをやろうとしているのでしょうか。また、この計画書には、上尾市立小中学校の教育職員に関するということでは「教育職員」と謳っていますが、2ページ以降では「教員」だったり「教職員」という言葉しかないのですが、②の「教職員」の範囲はどこまでを指すのか教えていただきたいと思います。以上2点です。

(勝雄一 学務課長) 一点目の、午前7時30分、午後7時30分までの退勤についてですが、朝6時前など早すぎる職員が中にはおまして、もちろん8時15分の出勤時間に対してギリギリに来て、そこから100%職務専念に向かえるかという疑問は残るのですが、なるべく早くても7時30分に来て、自分の行動、仕事に向かう気持ちをしっかり整えるという意味で、早すぎる出勤を防止する目的で作ったものでございます。午後7時30分についても同様で、遅くまで無制限でやるとやはり集中力にも欠けるでしょうし、計画的にやるということで、遅くとも午後7時30分までには退勤をするということで設定をしたものです。午後4時45分に退勤できるのが一番いいのですが、次の日の準備等を行うこともありますので、遅くとも7時半という形で設定をしたものです。その埋め合わせということは特になく、なるべく7時間45分の中で有意義にしっかり計画的に働いてもらおうという形で設置したところでございます。

二点目の健康診断についてですが、今までやっているものと大きな変更はございませんが、定期的にはしっかり健康診断を受けて、自身の健康状態を良好に保つというところで記載しています。さらに教職員の範囲ですが、基本的に働き方改革等の対象になっているのが校長・教頭と教員、事務職員等

の県費負担教職員が対象となっております。説明は以上です。

(矢野誠二 委員) 説明ありがとうございます。簡単に言えば一つ目の質問で、時間の事については目安と捉えれば良いということですね。やはり現状から鑑みて、割合は減少してきていますが、更に進めるためにもこれまでの取り組みを中心にまとめた資料ということですね。また、範囲については県費負担教職員ということでよろしいですね。学校関係者としては補助員の方などいらっしゃいますがその方は対象外ということでとらえてよろしいでしょうか。

(勝雄一 学務課長) はい。

(小池智司 委員) 質問ですが、4ページの⑤で、「関係団体等が主催する大会への参加、コンクール等への出品の縮減の要請」とありますが、アで、上尾市が実施している体育的行事というのはどういったものが含まれるのか教えていただければと思います。

(勝雄一 学務課長) 主に小学校の方で陸上競技大会に参加していましたが、こちらを体育的行事として記載しています。

(小池智司 委員) 体育的行事を減らして教職員の業務量を削減するためということですが、やはり一番気になるのは子どもたちの体力低下というところで、職員の業務量を減らすために、体育的行事を減らすことで子どもたちの体育に関わる時間が減ってしまい、せっかくこれから体力の向上という計画でいるところに逆行してしまうのではないかと少し心配しています。

同じようにイで、「各団体からの児童生徒への出品依頼については精査し」とありますが、例えば書道や美術など、子供たちが芸術美術に関わるという気持ちが薄れてきていることが心配になっているので、何でもかんでも職員の負担になるからやめるというのではなく、子供たちのことを考えていただいて、やはりこれは少し負担であるけども、子供たちのことを考えていかないと駄目だなということをよく考えてやっていただきたいということで意見として申し上げます。

もう一つ同じような意見で、上尾市にはスクールロイヤーがいますので、3ページのクで、「積極的にスクールロイヤーに相談を行います」と書いてありますが、やはりこれは大いに活用していただいて、何か苦情があると学校の中だけで収めようとする傾向があると思います。なるべくなら、穏便に済ませようと、そういうことをすると後手に回って重大事態になってしまうということがあるかと思っておりますので、なるべくならば小さなことでも相談していただいて、問題の早期発見と早期解決ができるようにこれからもどんどん進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(岩鉄由美 委員) ご説明ありがとうございました。皆さんがおっしゃっていたことと重複するのですが、ワークライフバランスや働きがいについて、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を減少させるということで、6%まで減少という目標を設定されていますが、少しでも減少していけるようにお願いします。先ほどの小池委員さんと意見がかぶるのですが、先生方の負担を減らすために、体育行事などを無くすというのが、それこそ生涯スポーツをこれから頑張りましょうというところで、子どもが目標とするものがあるから頑張れるものも多々あるかと思っておりますので、運動は嫌いだけど、仕方が無く体力作りをしている子が中にはいて、そういった目標も何も無くなってしまうと、やはり体力の低下にもつながるのかなと思っておりますので、ぜひ精査していただいてよろしく申し上げます。

(湯本華奈子 委員) ご説明ありがとうございます。私の方も先ほど岩鉄委員さんがおっしゃったようにこの4ページの⑤の、関係団体が主催する大会の参加コンクール縮減の要請ということで、少し気になりましたので、時間を減らすとか業務を減らすということはとても大事な目標だとは思いますが、子どもたちの教育のことも念頭において、今まで良かったものを残していく方向で取り組んでいただけたらありがたいなと思いました。

1点質問ですが、3ページの②業務の効率化の推進のところですね、「統合型校務支援システム」という言葉が出てきたのですが、具体的にどういったものか教えていただいてもよろしいですか。

(勝雄一 学務課長) こちら教職員の通知表の作成について、システムに入力することで通知表を一気に印刷できるといったものです。活用の仕方として、今まで手書きで作成していたものを、入力して印刷するようなものです。

(湯本華奈子 委員) デジタルツールということですね。こういった形で業務をなるべく効率化できたら理想的だなと思いました。以上です。

(勝雄一 学務課長) 先ほどの体育行事についてですが、陸上競技大会と答えてしまったのですが、スポーツ振興課が行っている駅伝や市民マラソンも対象となります。大変失礼いたしました。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第13号 上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第14号 令和8年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針の策定について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 「議案第14号」につきましては、武田 指導課長より、ご説明申し上げます。

(武田直美 指導課長) 「議案第14号 令和8年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針の策定」についてでございます。議案書6ページをお願いします。提案理由といたしましては、上尾市教育振興基本計画の基本理念である「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」を実現させるため、令和8年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針を策定したいので、この案を提出するものでございます。1月定例会で協議していただいた際に、委員の皆様から2点ほど記載内容についてのご意見をいただきましたので、ご説明させていただきます。

別冊資料をご覧ください。ローマ数字Ⅱの「学校教育における基本方針」の1児童生徒が身に付けるべき資質・能力(目標)の「(1)確かな学力」のところで、谷島委員から、「昨年度の基本方針

にあった、「個別学習や補充学習、反転学習を取り入れる」、「ほめる教育の推進」といった具体的な指導内容がなくなっており、もう少し具体的な手立てについて触れるといいのではないかとのご意見をいただきました。この点につきましては、この教育指導基本方針に付随する関係資料の「学校教育における指導の重点」の「学習指導」の中で具体的に記載しておりますことから、特に加筆・修正はしていません。

また湯本委員には、体力低下に対する手立てについてのご意見をいただきました。こちらにつきましては、昨年度は、付随する関係資料「学校教育における指導の重点」の「体育」の部分で触れるのみでしたが、今年度の体力テストの結果から、さらなる取組強化が必要であると鑑み、2の目標を実現させるための具体的な取組に「(6) 体育授業の充実を核とした体力向上の推進」として、追記いたしました。説明は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) 議案第14号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(湯本華奈子 委員) 追記いただきありがとうございます。やはり体育に関する事、体が一番基本だと思いますのでよろしくお願い致します。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第14号 令和8年度上尾市立小・中学校 教育指導基本方針の策定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。続きまして、「議案第15号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」説明をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 「議案第15号」につきましては、武田 指導課長より、ご説明申し上げます。

(武田直美 指導課長) 「議案第15号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」でございます。議案書の7ページをお願いします。提案理由ですが、公文書非公開決定処分に係る審査請求について、認容し、当該処分を取り消す裁決をしたいので、この案を提出するものでございます。次の8ページから11ページまでが裁決の案となっております。

まず、第1の概要についてです。1として、審査請求人は、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和7年10月6日付けで、資料に記載の(4)において、「休憩時間を与えなければならない」とされているが、職員が休憩時間を取るには、男女別の独立した休憩室があることが必須条件である。そこで、上尾小・大石小・上尾中・大谷中の各校に「男女別の独立した休憩室」があるか否かが判別できる文書・資料等（以下「本件対象文書」という）を公開請求しました。

2として、処分庁は、本件対象文書について、条例第11条第3項の規定に基づき、令和7年10月20日付け上教学第580-5号において、請求内容が判別できる文書・資料等は、保有されていないことを理由として本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知しました。

3として、審査請求人は、令和7年12月23日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を取り消し、請求した本件対象文書等に関し、公開決定の処分をするよう審査庁に対して本件審査請求を提起しました。

次に、第2の審理関係人の主張についてです。1として、審査請求人の主張は、本件対象文書について、本件処分の理由として請求内容が判別できる文書・資料等は、保有されていないとしているが、開示を求めた4校には、職員会議等の資料、あるいは新入学児童・生徒保護者説明会等の際に配布された「教室等配置図」もしくは同趣旨の文書・資料等が保有されていると考えられ、請求人は、「〇〇学校教室等配置図」（または同趣旨の文章・資料等）が開示されれば十分であり、配置図の中に「休憩室」が見当たらなければ「配置図に職員休憩室の記載が見当たらないため、明示的な職員休憩室が設けられていない可能性がある」と判断することが可能である。

また、「580-5文書」の「担当課」欄には、学校教育部学務課と記載されており、情報公開請求の実務を担う現在の学務課の副参事兼課長、主幹、副主幹はいずれも上尾市内の教職員として勤務経験を有している。つまり、担当の職員は学校の状況をよく理解しているはずであり、「学校内の部屋のことならば、教室等配置図を示すことができる」という発想・判断がされて当然であると考えられる。

さらに、担当課として文書・資料等を特定する際に、「〇〇学校教室等配置図」が当該資料にあたるかの判断に迷った際に、請求人に連絡をせずに、「文書不存在による非公開処分」とするのは、処分庁として、当該文書・資料等を渉猟したうえでの判断とは言えない。

2として、処分庁の主張は、本件対象文書について、「男女別の独立した休憩室」について特化している文書・資料と捉え、本件処分を行ったが、開示を求められた4校は、審査請求人が主張する「教室配置図」を保有していることから、本件対象文書を公開することができることを認めるものとします。

次に、第3の理由についてです。本件対象文書を保有しているにもかかわらず、本件処分を行ったことは過誤であると認められるため、審査請求人の主張には理由があるものとします。

最後に、第4の結論ですが、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決するものであり、本裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件対象文書等に係る公開請求については、その全部を公開する旨の処分をすることとするものでございます。説明は、以上でございます。

**（西倉剛 教育長）** 議案第15号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

**（西倉剛 教育長）** ないようですので、これより採決いたします。「議案第15号 公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

**（西倉剛 教育長）** 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

## 日程第5 協議

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第5 協議」でございます。本日予定しております協議事項は5件でございます。それでは、協議事項1について、説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 「協議事項1」につきましては、杉木 教育総務課長より、ご説明申し上げます。

(杉木直也 教育総務課長) 「第4期上尾市教育振興基本計画について」でございます。1月定例会では、第4期上尾市教育振興基本計画に係る市民コメント制度に基づく市民に対する意見募集や児童生徒に対する意見募集の結果について報告したところでございます。本日は、市民コメント制度による意見、教育委員会11月定例会や総合教育会議における委員各位の意見などを踏まえ、計画(案)を修正いたしましたので、主な変更点についてご説明いたします。修正内容の詳細は、資料2に新旧対照表にまとめてございますので、この資料に基づきご説明いたします。

はじめに、資料2の左側欄の意見の1番目でございます。計画書3ページ、下段の「教育に関する大綱」の注釈を赤字のとおり修正してございます。また、一番下の5番から4ページの12番までの「児童生徒アンケートの主な意見」につきましては、アンケート結果を別冊としてまとめますことから、記載内容を精査しております。

次に、5ページをお願いします。中段の21番は、現状と課題の説明が抽象的であったため、具体的な記載として修正しております。また、2つ下の23番も21番同様に、大型教材を大型モニターやグランドピアノなどと具体的な記載に修正いたしました。

続きまして、6ページをお願いします。28番の目標6の「新JIS規格に準拠した機の整備割合」でございますが、当初は毎年1学年の更新を想定しておりましたが、毎年2学年ずつの更新を進めることから、目標値を当初の77.7%から100%へ上方修正いたしました。また、その下の29番から7ページの31番の目標7、施策20「地域と連携・協働した教育の推進」の主な取組の中で、「学校応援団の活動の充実」と「コミュニティ・スクールの充実」がそれぞれ別々であった取組を「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的取組の推進」に整理して、それぞれの活動を一体的に推進する取組みとして修正いたしました。

次に、8ページをお願いします。1番上の38番から41番までは、パブリックコメントの意見を踏まえ、記載のとおり修正しております。また、一番下の46番から10ページの54番までは、11月定例会における意見を踏まえ、分かりづらい用語を新たに用語集に追記してございます。主な変更点については、以上となります。

なお、市民コメント制度で提出された意見に対する市の考え方につきましては、資料3の2ページから8ページに、意見に対する市の回答案や修正の有無などを記載しておりますので、後ほどご参照頂ければと存じます。

最後に、今後の予定でございますが、本日、委員の皆さまから頂戴した意見を反映させ、教育委員会3月定例会において最終案として議案提出する予定としております。協議事項1の説明は以上でございます。

(西倉剛 教育長) 協議事項1につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(谷島大 委員) どうもありがとうございました。細々とした修正いただいて、また要望等、具体的な

表記をしていただいたことでわかりやすくなったと感じました。その上で2点申し上げます。一つ目は、これは単純な間違いだと思いますが、第3章「計画の推進」101ページ目標9、伝統文化の継承と文化芸術の振興の指標の中で、「整理刊行された歴史資料の目録点数」が122件、124件になっていますが、こちらはおそらく20点と21点の誤りかだと思いますのでご確認ください。

もう一点、これも指標に関してですが、今回の計画案の中で、第3章にまとめられているように、様々な分野での指標における目標値が掲げられています。その中で10ページから第1章の4として、第3期基本計画の成果と課題がありますが、その中で、第3期基本計画で掲げられていた指標における、5年後の今の結果についての振り返りがされていないことが気になりました。

第4期計画の案の中での指標とは、その指標が半分程変わっているので、すべての現状値は把握できなかったのですが、わかるもので比べてみると、目標が達成できているものと、残念ながらできなかったものがそれぞれあるのかなと感じましたので、せっかくの指標や数値ですから、結果も表示した上で、第3期計画を総括して今回の新たな計画策定とした方がいいのではないかと思いますので、意見として申し上げます。以上です。

(小池智司 委員) 意見ですが、この新しく作り直した基本計画(案)が、前回の案が150ページ近かったのですが、今回112ページということでページ数が削減されて、空白やブランク等を詰めたことで、よりコンパクトになって良かったなと思ったのですが、市民アンケートなどの棒グラフも大きく薄い感じだったのがコンパクトにされて、逆に見やすくなったと思います。その中でも、10ページから20ページの施策に対する成果や課題で、途中で次のページになる部分は、逆に読んでいて、次のページをめくらないと、繋がらない部分は前より見づらくなったと思いますので、まとめた方が見やすいのではないかと感じました。

また、先ほど杉木課長からの説明であった新JIS規格の机への更新が、目標値が前の77%から100%となり、子どもたちに大きな机を早く提供できるようになるということで、ありがたいことだなと思います。

その中で、前回の協議の中でいただいた児童生徒のアンケートの中で気になる自由記述があったのですが、書道や美術をやった後に、学校で筆や道具が洗えなくて持って帰ることがすごく大変だという意見が何件かあったのですが、学校でそういった筆や道具は洗えない状況なのでしょうか。

(勝雄一 学務課長) 4年間、大石南小学校に勤めていたのですが、45分の授業の中で道具を洗うと10分前に切り上げて、作業する時間がなくなってしまうという点があります。私も片付けまでが授業という話があったのですが、やはりしっかりと作業をさせて授業を充実させたいというところから、持ち帰らせて洗うというところが一つあるかと思います。

(小池智司 委員) 学校施設として、例えば排水の整備が、そういったものを洗って流したことによって、影響があるから洗えないというのではなくて、授業の時間をしっかり取りたいがために洗う時間は取らないで持って帰らせる指導ということですね。

(岩鉄由美 委員) ご説明ありがとうございました。私も大変見やすくなったと思いました。先ほど小池委員さんがおっしゃっていたように、項目ごとにいったん区切ることがまた見やすさの一つになるのかなと思うので意見として申し上げます。あともう一点、40ページ第2章の確かな学力の育成について「いわゆる中1ギャップ」ということで「いわゆる」を使っていますが、隣のページで小1プロブレムに関しては、「いわゆる」をつけていないのは何か意味があるのでしょうか。いわゆる小1

プロブレムというふうにした方が、いいのかなと個人的に思ったのですがいかがでしょうか。

(武田直美 指導課長) 国から出ている資料において「いわゆる中1ギャップ」と表現しているため、それに合わせて表記しています。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 他にないようですので、協議事項1の質疑等を終わります。続きまして、協議事項2について、説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 「協議事項2」につきましては、白石 生涯学習課長より、ご説明申し上げます。

(白石直子 生涯学習課長) 「協議事項2 第6次上尾市生涯学習振興基本計画(案)について」でございます。この計画につきましては、12月の定例会でご協議を頂きまして、市民コメント制度に基づく市民への意見募集を実施いたしました。この結果を踏まえ、社会教育委員会議で審議をいただき、修正を行った結計画案について、協議をいただければと存じます。

資料2をお願いいたします。意見募集の期間は、令和7年12月22日から令和8年1月21日で、1人の方から8件のご意見をいただきました。これらの内容、回答案は資料のとおりです。このうち、NO.1、7、8についてご意見を反映させ、ほか5件は参考意見として承ることと考えております。資料3新旧対照表、資料1計画案の冊子をお願いいたします。修正箇所として、3ページの計画の位置づけのイメージ図です。現在同時に策定中の、関係計画を図示したものです。31ページ「生涯学習推進体制の構築」です。文化財・歴史講座等、啓発事業などについてご意見、審議をいただくことから、文化財保護審議会、上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会を追加しました。33ページ具体的な内容となるよう2か所を修正いたしました。説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 協議事項2につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(矢野誠二 委員) 私の方からはサブタイトルについての意見と質問です。先ほどやりました協議と、スポーツ推進計画、子どもの読書活動推進計画にも関連するのですが、市民の意見の中にもサブタイトルの表現に関するものがありました。私はサブタイトルの表記はある程度統一性を持たせた方が良く考えています。その根拠としては、第4期上尾市教育振興基本計画(案)の3ページ、計画の位置付けの文中に「また本計画は『第6次上尾市総合計画』に示す上尾市の将来都市像『みんなで作る みんなが輝くまち あげお』を実現するための教育分野における計画であり」とあります。スポーツ推進計画のサブタイトルとしては「スポーツをして・みて・ささえて みんなが輝くまち あげお」とあり、第4次上尾市子どもの読書活動推進計画のサブタイトルは「読み聞かせのまち あげお」ということで「まち あげお」と、ひらがなで他が揃っているわけです。市の総合計画でこのように謳っているのであれば、それに付随して、表現が合っていた方が良くと思いますが、生涯学習課だけがこういった表現の仕方をするのは、少し違和感があります。ということで他と同様に、ひらがな

で「まち あげお」を使ったサブタイトルを考えるべきではないかというのが私の意見なのですが、作られた意図や経緯について教えていただきたいと思います。以上です。

(白石直子 生涯学習課長) こちらの計画策定にあたりましては、社会教育委員会議の方で、審議してきたわけですが、その中でも、「夢を育み、未来を創る生涯学習」だけという意見もちろんありましたが、生涯学習というのは、いろいろな方と一緒に、幸せなより良い状況を皆で高めていこうということで、委員の皆様から出された意見の中から、上尾市の中でこういったことを進めていくということで、上尾という漢字をあて、そしてそれを「まち」と読むという意見でまとまったという経緯がございます。説明は以上です。

(矢野誠二 委員) その経緯については今の説明である程度分かったのですが、そうしますと、この市の総合計画の流れの中の教育総務部の生涯学習課としてリンクはしない方がいいということですか。

(白石直子 生涯学習課長) 総合計画というよりは、教育振興基本計画の流れで作っている計画なのですが、サブタイトルについては確かに総合計画とリンクさせるという意識無くつけております。

(加藤浩章 教育総務部長) 白石生涯学習課長から話があった通りなのですが、生涯学習振興基本計画についてはその上位の計画である教育振興基本計画との連携をすることがスタートにあって、そのさらに上位の上尾市の総合計画については、間に教育振興基本計画があるため、その教育振興基本計画の理念である「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」について、生涯学習計画にも反映させてメインタイトルを決めています。

サブタイトルについては、その前の期において、Society 5.0を掲げてきましたが、あまりにも曖昧で、期間中にSociety 5.0については何もやっていないのではというご意見がありました。その中で、文部科学省が出している「ウェルビーイング」という言葉について、社会教育委員の意見の中でも、「ウェルビーイング」を今後もっと広めていく必要があるだろう、心の豊かさは生涯学習を通して進めていく必要があるのではないかとということで、「ウェルビーイング」を入れたいという委員さんのご意見がありました。社会教育委員会議の中で、そこをどのようなサブタイトルにするかというところで、三つ四つ案が挙がった中で、「まち あげお」という案もありましたが、「まち」がウェルビーイングを高め合うのではなく、ウェルビーイングが高まることを目指すことが必要ではないかというご意見があり、最終的に総合計画とのリンクはできていないのですが、今回の生涯学習振興基本計画については、上位のある上尾市教育振興基本計画にリンクさせた上で、サブタイトルについては、「ウェルビーイング」は外したくないというご意見があった中で、策定したものです。

(矢野誠二 委員) なかなかちょっとわからない。

(加藤浩章 教育総務部長) このサブタイトルはつけなければいけないものではなくて、「夢を育む、未来を創る生涯学習」だけでは、何か物足りないっていう社会教育委員さんの意見がありました。先ほどと繰り返しですが、心身ともに豊かさを求めるというところをこの「ウェルビーイング」から、作られたサブタイトルということでご理解をいただければということです。

(矢野誠二 委員) そこまでこだわるものなのかなと逆に思ってしまうのですが、表現を「まち あげ

お」とひらがなで揃えているにも関わらず、生涯学習課だけが、上尾を「まち」と読ませている。また最初出された資料は、上尾市の教育振興基本計画は1月も資料が出ていましたが、他の課は12月に出ています。そのときは「はじめに」という部分は無く、この表現は2ページにわたって出ています。他課とも合わせず、その表現を出すことにこだわった理由が知りたかった。そこまでこだわらなければ合わせれば良いところ、どういう経緯でうちの課はこういう表現でどうしてもやりたいという、その理由が知りたかったということです。

(加藤浩章 教育総務部長) 繰り返しになりますが、先ほど言った社会教育委員会議の議論の中で、課としてはその基本計画の書かれている表現も提示しました。ただそこはあくまで表現上の話ということもあって、課として、サブタイトルの表現について決めているものではありませんでした。このサブタイトルについては、社会教育委員会の委員の皆さんがかなりこだわりをお持ちになっておられましたので、委員さんの中で議論がありました。それを我々は条例設置しているこういった計画を作るための議論をしていただく社会教育委員会議の中で、練られた意見の結果としてサブタイトルを付けられたものですから、我々事務局側とすると、そこを審議事項としてお願いしてこの計画案について、協議をされていた中で、委員の皆様から出された結果として受け止め、そういった審議をした最終的に答えとして返ってきたものを、計画の中で表示させていただいているものでございます。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 他にないようですので、協議事項2の質疑等を終わります。続きまして、協議事項3について、説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 協議事項3につきましては、栗原 スポーツ振興課長より、ご説明申し上げます。

(栗原雅之 スポーツ振興課長) 「協議事項3 第3期上尾市スポーツ推進計画(案)について」でございます。本計画(案)につきましては、12月定例会の協議後、市民コメント制度による意見公募を実施いたしました。また、スポーツ推進審議会での審議を経て、本計画案を協議にお諮りするものでございます。

はじめに、協議3の資料3をお願いいたします。本計画案に対する「市民コメント制度意見公募の結果について」でございますが、期間、意見の件数等は、記載のとおりで、本計画(案)に対する意見等はございませんでした。

次に、協議3の資料2をお願いいたします。こちらは、本計画(案)について、前回の協議後の修正箇所を新旧対照表で示したものでございます。なお、誤字・脱字等の校正やレイアウト修正は、除いております。修正した3か所でございますが、該当ページ欄の上段、51ページにつきましては、スポーツ推進審議会でのご意見を踏まえ修正し、55ページ及び61ページの件につきましては、必要な追記を行ったものでございます。恐れ入りますが、協議3の資料1、計画(案)の冊子をお願いいたします。資料2と併せてご覧ください。本計画(案)における具体的な修正箇所を確認させていただきます。

1点目ですが、計画(案)の51ページをお願いいたします。「2 進行管理」におきまして、P

DCAサイクルにおけるPlanとCheckについて、ページ下段に掲載した、※1：上尾市教育行政重点施策と※2：上尾市教育委員会の事務に関する点検評価を追記しております。

2点目ですが、55ページをお願いいたします。こちらは、委員変更のため、新旧委員の名簿を掲載し、委員名簿に第1号委員3名の追加と備考に期日の追加しております。

3点目ですが、61ページをお願いいたします。こちらは、用語解説を追加したものでございます。最後に、今後の流れですが、必要な修正後、最終計画案を3月にご提示させていただく予定でございます。協議事項3の説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 協議事項3につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、協議事項3の質疑等を終わります。続きまして、協議事項4について、説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 協議事項4につきましては、山内 図書館長より、ご説明申し上げます。

(山内正博 図書館長) 図書館でございます。図書館の2つの計画(案)につきましては、12月定例会の協議後、市民コメント制度による市民意見公募を実施しました。このたび、この結果を踏まえて修正等を行い、図書館協議会の審議を経た内容につきまして、修正後の計画(案)として協議にお諮りするものでございます。

「協議事項4 第4次上尾市図書館サービス計画(案)」でございます。順序が逆になりますが、協議4の資料3をお願いいたします。まず、市民コメントの結果でございますが、期間及び対象は上段に記載のとおりでございます。意見数は6人の方から13件で、これらの内容及び市の回答は、資料のとおりでございます。このうちナンバーの1・3・7の3件につきましては、計画(案)に反映することとし、残りの10件を参考として取り扱うことといたしました。なお、この結果の公表につきましては、本日の協議以降に実施する予定でございます。

次に、協議4の資料2をお願いいたします。これは、計画(案)修正箇所の新旧対照表で、誤字・脱字などの校正は除いております。修正した3箇所は、市民コメントを踏まえたもので、修正理由は、修正により計画の趣旨がより伝わり易くなると判断したためでございます。また、12月の協議の際、谷島委員より「目標値の実績や参考値があると分かり易い」との指摘がございましたが、今後調査する内容もあることから、計画には織り込まず、公表する際の報告書にてお示ししていくことといたしました。

恐れ入りますが、協議4の資料1、計画(案)の冊子をお願いいたします。資料2と併せてご覧ください。計画(案)における具体的な修正箇所を確認させていただきますと、1つ目は、計画(案)の1ページでございます。「1. 1. 国内の公立図書館を取り巻く環境」の文中、1行目から3行目が該当箇所になります。2つ目は、11ページでございます。「3. 4. 新しい図書館利用のかたちと今後の展望」の2番目の項目の文中、1行目から3行目になります。3つ目は、20ページでございます。第3章サービス計画項目の「3. 8. ボランティア活動支援」の方向性に関する文中、4行目から5行目になります。

最後に、今後のスケジュールですが、教育委員会の他の計画と足並みを揃えて進めてまいります。「サービス計画(案)」の説明は以上となります。宜しく申し上げます。

(西倉剛 教育長) 協議事項4につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 他にないようですので、協議事項4の質疑等を終わります。続きまして、協議事項5について、説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 協議事項5につきましては、山内 図書館長より、ご説明申し上げます。

(山内正博 図書館長) 引き続き、図書館でございます。「協議事項5 第4次上尾市子どもの読書活動推進計画(案)」でございます。

こちらも順序が逆になりますが、協議5の資料3をお願いいたします。同計画(案)の市民コメントの結果は、ご覧のとおり、意見はございませんでした。この結果の公表につきましては、協議4と同様でございます。

次に、協議5の資料2をお願いいたします。これは、計画(案)修正箇所の新旧対照表で、誤字・脱字などの校正は除いております。市民コメントは無かったのですが、連携する関係部署からの指摘、又は要請などのあったもの、内容の大きな誤りのあった5件について修正いたしました。

恐れ入りますが、協議5の資料1、計画(案)の冊子をお願いいたします。資料2と併せてご覧ください。計画(案)の具体的な修正箇所を確認させていただきますと、1つ目は、5ページでございます。表中一番下の段、2つ目の山括弧内の記載の一部削除で、関係部署、子育て支援センターの指摘によるもので、貸出の実績はないため削除します。2つ目は、6ページでございます。表中一番上の段、「子育て支援センター」の実施内容の追記で、関係部署、子育て支援センターの要請によるものです。3つ目は、13ページでございます。「④学校への支援」の1行目サブタイトル部の記載変更で、関係部署の指摘によるものです。「朝読書」など限定した時間の確保が難しいという理由から変更をしています。4つ目は、資料編のiiページでございます。「2埼玉・教育ふれあい賞」の2段目の内容欄3行目括弧内の数値変更です。受賞団体からの要請によるものでして、カッコ内の補足を受賞当時から最新値へ変更するものです。5つ目は、資料編のxiページでございます。アンケートの7番目の表の差し替えで、挿入すべき表とは別の表が挿入されていたためです。なお、こちらの計画につきましても、今後、他の計画と同様に進めてまいります。「子どもの読書活動推進計画(案)」の説明は以上となります。宜しくお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 協議事項5につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(谷島大 委員) ご説明ありがとうございました。この計画案の内容に関してではありませんが、関連する内容なので申し上げさせてもらいますが、12月の協議のときにも質問させていただいた内容で、3ページの「家庭子どもや青少年読書イベントの開催」について、令和3年度は参加者560名ということで、スタンプラリーを実施して多くの方が参加していましたが、その後の人数の推移を見ると、こういったイベントがなぜ継続できないのかなということ率直に思いました。やはり読書活動の推進計画ですから、イベントの参加者が多くなることはとても大事だと感じたので、こうしたイベントを計画していただけたら良いと感じましたので、意見として申し上げます。以上です。

(矢野誠二 委員) 他にご質問等がなければ、ここで全体を通しての要望です。1月の定例会でも意見と質問をしました件なのですが、市民意見募集について、意見数が全くゼロであったり、4件だったりとかかなり少ないと思います。果たしてそれを市民の声として受け止めていいのかというところ少し問題かなと思います。やはり幅広い意見が出た上で、市民全体がこのように考えているということが把握できるものだと思います。ただ、実際に応募される方が少ないのは、致し方ないところではあるのですが、やはり今後アンケート等を行う際は、回答数が増えるような取り組みを検討していただいた方がいいと思います。少数意見だけが市民全体の意見のような錯覚というのもあってはいけなし、もう少し答えやすく短時間で済むような、もう一步こちらから答えやすいように何らかの工夫をしていただきたいと思います。以上です。

(池田直隆 教育総務部次長) 今のご意見に関しまして、パブリックコメント等の数が少ないことは、やはり市全体で課題として認識をしております、市議会などからもご意見をいただいているところで、所管する市長政策室の方でいろいろと考えているところでして、今のパブリックコメントについては、ペーパーによる提出とかメールやFAXなど限られた形になるのですが、その他の方法も取れるように検討しているようなので、来年度以降のタイミングではまた新たな形が加わってくると思われます。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 他にないようですので、協議事項5の質疑等を終わります。質疑、意見をいただきましてありがとうございました。本日の協議事項に対しまして、いただきましたご意見等を反映させ、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

## **日程第6 報告事項**

(西倉剛 教育長) 続きまして、「日程第6 報告事項」です。本日は5件の報告事項がございます。それでは、各報告事項について、説明をお願いします。

(加藤浩章 教育総務部長) 報告事項1につきましては、会期及び市長提出議案については池田 教育総務部次長より、また市政に対する一般質問につきましては両部の部長より、報告事項2につきましては、栗原 スポーツ振興課長よりご説明申し上げます。

### **○報告事項1 令和7年上尾市議会12月定例会について**

(池田直隆 教育総務部次長) 報告事項の1ページをお願いします。「令和7年上尾市議会12月定例会について」報告いたします。会期は、令和7年12月25日から令和8年1月23日までの30日間で行いました。市長提出議案でございますが、教育関連については、1件の議案を提出しております。議案第103号の一般会計補正予算(第8号)でございますが、小・中学校の給食調理室に空調設備を整備するための関係予算と、昨今の食材費の高騰に伴う小中学校の給食の賄材料費をはじめとする歳入歳出予算について、補正計上したものでございます。本議案については、歳入歳出の補正のほか、繰越明許費及び債務負担行為の補正についても、審議され、採決結果は、報告書記載のとおり

り、全会一致にて可決の結果となっております。私からは以上でございます。続く、市政に対する一般質問につきましては、両部長からご報告申し上げます。

(加藤浩章 教育総務部長) 続きまして、市政に対する一般質問についてご報告いたします。別冊の「令和7年上尾市議会12月定例会 資料」をご覧ください。一般質問を行った議員は25人で、その内16人の議員さんから教育関連の質問がありました。私からは、教育総務部関連の質問の概要についてご報告いたします。教育総務部関連では、12人の議員さんから質問がありました。

資料の3ページをお願いします。前島るり議員から、「新図書館本館と仮本館は市民ニーズに応えて」の項目の中で、今後の工事スケジュール、市民ニーズの把握、ワークショップの結果などについて質問がありました。

次に、ページ飛びまして、9ページをお願いします。稲村久美子議員から、「子ども・若者に関わるることについて」の項目の中で、資料では11ページになりますが、二十歳のつどいの過去3年間の参加者推移と予算、当事業の今後のあり方等について質問がありました。また、資料12ページになりますが、「人権について」の項目では、学校以外の地域活動としての人権啓発について質問がありました。同じく、12ページ、坂東知子議員から、「学校について」の項目の中の、1点目、学校施設開放運営委員会について、学校施設開放運営委員会のDX化の進捗、月例報告書の提出状況について質問がありました。また、2点目、上尾市学校施設更新計画について、更新計画の進捗状況、更新計画実施のため視察した学校やモデルとした学校等について質問がありました。

14ページをお願いします。小池佑弥議員から、大きな質問項目として、4点質問がありました。1つ目、「市財政と施設更新について」の項目では、学校施設更新計画の進捗状況、物価高騰を踏まえたコスト試算の状況、スケジュールの見直し等について質問がありました。2つ目、資料の15ページになりますが、「住宅開発と地域環境整備について」の項目では、愛宕3丁目に大規模集合住宅の建設が進んだ際の上尾小学校の教育環境の確保について質問がありました。3つ目、資料16ページ、「市内経済の活性化について」の項目では、水上公園跡地について上尾市としての今後のアクションについて質問があり、市長が答弁しました。4つ目、「文化財登録と保全について」の項目では、夏祭りで活用される神輿や山車について文化的な資産としての公共性、自治会所有の神輿や山車の文化財としての位置づけ等について質問がありました。

同じく、16ページ、島津秋男議員から、「学校施設更新計画について」の項目の中で、平方北小学校の再編検討協議会の進捗状況、太平中学校・平方東小学校の更新設計の進捗等について質問がありました。

続きまして、21ページをお願いします。金澤祥子議員から、「上尾市の学校給食について」の項目の中で、給食調理場の雨漏りの状況や水道から錆などが出た際の対応等について質問がありました。また、「上尾市の文化芸術について」の項目では、本市の文化芸術事業における若者の関心度、若者が能動的に関われる仕組み等について質問がありました。

23ページをお願いします。荒川昌佑議員から、「市長公約について」の項目の中で、図書館本館更新に合わせ駅前分館をまるひろ上尾SCに整備することについて質問がありました。また、24ページ、「文化施策について」の項目では、本市の文化芸術の位置づけ、子どもたちに対する文化施策等について質問がありました。

25ページをお願いします。井上淳子議員から、「PTA活動と、保護者負担の軽減について」の項目の中で、PTAの組織や会費、保護者負担と行政の予算化等について質問がありました。また、26ページ以降の「市民の声を反映した学校再編・施設更新を」の項目では、平方北小学校再編検討協議会の内容と今後について、太平中学校・平方東小学校の施設更新にかかるアンケート調査等につ

いて質問がありました。

28ページをお願いします。轟信一議員から、「子どもの居場所づくりについて」の項目の中で、子ども食堂としての公民館の利用について質問がありました。

続きまして、29ページをお願いします。津田ひとみ議員から、「放課後子供教室について」の項目の中で、現在の実施状況、課題、学童保育所との役割整理等について質問がありました。

32ページをお願いします。矢口豊人議員から、「子育て・教育施策について」の項目の中で、子どもたちがスポーツに興味・関心を持つことを促進する取組について質問がありました。

最後に、小川明仁議員からでございますが、35ページをお願いします。「文化財の保護について」の項目の中で、上尾市にある登録文化財等の件数、国指定の摘田畑作用具の保存と活用の現状、文化財保存活用地域計画等について質問がありました。以上、質問の概要でございますが、詳細な質問内容及び各答弁の内容につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。教育総務部関連につきましては、以上でございます。

(瀧澤誠 学校教育部長) 学校教育部関連では、11名の議員から質問がございました。各議員からの主な質問の概要について、ご報告いたします。

別冊資料の3ページをご覧ください。星野良行議員から、「歩道の安全について」の項目の中で、グリーンベルトについての役割及び通学路における整備の方向性についての質問がございました。

6ページをご覧ください。前島るり議員から、「教育格差の改善」の項目の中で、児童生徒への学習支援や、それ以外の福祉的観点からの支援状況などについて、また、7ページの「部活動地域展開とイングリッシュサロン」の項目の中で、部活動地域移行やイングリッシュサロンの実績などについて、さらに8ページの「英語教育と多文化共生」の項目の中で、上尾市で推進している英語教育や学校教育における多文化共生についての質問がございました。

9ページをご覧ください。小高進議員から、「自転車の交通安全対策」の項目の中で、小中学校における自転車の交通ルールについての指導状況や道路交通法改正に係る内容の各学校での周知についての質問がございました。

同じく9ページをご覧ください。稲村久美子議員から、「子ども・若者に関わることについて」の項目の中で、長期欠席及び不登校指導生徒の状況や相談・支援上の課題と支援体制の充実について、また、11ページの「選挙について」の項目の中で、主権者教育の目的と市内小中学校における取組について、さらに、12ページの「人権について」の項目の中で、小中学校における「暴力は許されない」ことの啓発やデートDV予防教育の取組状況についての質問がございました。

続きまして、19ページをご覧ください。井上智則議員から、「当事者や保護者に寄り添った不登校対策について」の項目の中で、不登校の早期発見や支援の状況、支援体制の保護者への周知、不登校支援における大学生の活用などについての質問がございました。

21ページをご覧ください。金澤祥子議員から、「上尾市の学校給食」の項目の中で、学校給食の食材の質や選定基準、給食費などに係る本市の現状と課題について、また、23ページの「外国人市民に対する市の体制」の項目の中で、日本語指導が必要な児童生徒数の推移とその支援状況などについての質問がございました。

同じく23ページをご覧ください。荒川昌佑議員から、「市長公約について」の項目の中で、小中学校の給食費の現状及び物価高騰下における質の維持、今後の小中学校給食費の無償化についての質問がございました。

26ページをご覧ください。井上淳子議員から、「PTA活動と保護者負担の軽減」の項目の中で、国の施策としての公立小学校の給食の無償化と、本市の施策としての中学校給食の無償化の方向性に

についての質問がございました。

30ページをご覧ください。平田通子議員から、「公共施設の更新計画と給食施設について」の項目の中で、新しい学校給食センターの建設に関する課題などについての質問がございました。

32ページをご覧ください。矢口豊人議員から、「子育て・教育施策について」の項目の中で、部活動地域移行について、推進していく理由やその内容、今後の方針や取組予定などについて、また、34ページの「スポーツ健康都市への取組について」の項目の中で、不登校児童生徒の健康診断・未受診者健診の実施状況についての質問がございました。

同じく34ページをご覧ください。小川明仁議員から、「口腔保健推進について」の項目の中で、小中学校におけるフッ化物選考の実施状況やそれに対する教育委員会としての見解についての質問がございました。なお、詳細な質問及び答弁の内容につきましては、記載のとおりでございます。報告事項1の学校教育部関連につきましては以上でございます。

#### **○報告事項2 第44回上尾市民駅伝競走大会について**

(栗原雅之 スポーツ振興課長) 報告事項の2ページをお願いいたします。「報告事項2 第44回上尾市民駅伝競走大会について」でございます。「第44回上尾市民駅伝競走大会」を令和8年2月8日(日)に上尾運動公園を主会場として開催を予定しておりましたが、当日の積雪状況により安全に大会を開催できないと判断し、開催中止となりましたので報告いたします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 報告事項3につきましては、勝 学務課長より、報告事項4及び5につきましては、武田 指導課長よりご説明申し上げます。

#### **○報告事項3 令和8年度上尾市立小・中学校入学式について**

(勝雄一 学務課長) 資料3ページをお願いいたします。「報告事項3 令和8年度上尾市立小・中学校入学式について」ご報告いたします。令和8年度の入学式は、4月8日、水曜日に行われます。小学校が午前、中学校が午後の予定となっております。正式な依頼文は、後日、教育委員の皆様にお渡します。報告は以上でございます。

#### **○報告事項4 令和7年度第2回生徒指導に関する調査結果について**

(武田直美 指導課長) 報告事項の4ページをお願いいたします。「報告事項4 令和7年度第2回生徒指導に関する調査結果について」でございます。5ページからの調査結果をご覧ください。本調査は、令和7年4月から令和7年12月31日までの1、2学期間の生徒指導に関する調査になります。

「暴力行為」は、小学校が114件、中学校が100件、計214件でございます。暴力行為の件数につきましては、昨年度同時期に比べて、小学校で減少し、中学校では、増加しております。暴力行為につきましては、定義に基づき正確に把握しているため、内訳の多くを占める「児童生徒間暴力」は、いじめ認知の形態の中の「ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」に起因しているものです。「いじめ」の認知件数は、昨年度同時期に比べ、小学校で53件減少、中学校で51件増加、合計では2件減少しております。6ページの「30日以上長期欠席者数」は、昨年度比で小学校が1名減少、中学校が42名減少しております。長期欠席者の理由で最も多いのは、小・中学校ともに不登校となっております。不登校対策については、重点課題でもありますので、引き続き、学校・家庭・当該児童生徒への働きかけや支援をしてまいります。生徒指導に関する調査結果につきましては、以上でございます。

## ○報告事項5 令和8年1月 いじめに関する状況について

(武田直美 指導課長) 続いて7ページをお願いします。「報告事項5 令和8年1月 いじめに関する状況について」でございます。8ページが小学校、9ページが中学校の状況となっております。1月のいじめの認知件数は、小学校55件、中学校17件でございます。解消につきましては、小学校56件、中学校9件となっております。説明は、以上でございます。

(瀧澤誠 学校教育部長) 報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。報告につきまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

(小池智司 委員) 意見としてページの生徒指導の調査結果についてですが、まず一番暴力行為で、中学生の暴力行為の中に器物破損が18件ということでした。ちょうど多感な時期なので、物に当たってしまうことということなのか、それとも子ども同士の中で、そのようになってしまったのかはわかりませんが、いずれにしても、衝動が抑えられず物に当たったことによる器物破損ということですので、自分の衝動を抑えられないというのは、その後の成長過程で少し問題があるのかなと思いますので、そこら辺をよく調査していただいた方が良いと思います。どのような経緯で破損したのか聞き取りをして、その後のケアをしていただきたいと思います。

もう1点、30日以上長期欠席者数で不登校が多いのですが、前にも聞いているのですが、一度30日以上欠席があつて全部カウントされるとその後復帰していても、この中ではわからないので、今、SSRが各学校に整備されてきて、これまでは行けなかったけれどもSSRには顔を出せるようになったという児童生徒がいるのかどうか、もし人数としてわかるようであれば、今後年度末に集計したときに、この中でもどれぐらいの児童生徒が学校に復帰していますという人数が把握できればありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

(谷島大 委員) ご報告ありがとうございました。報告事項1の市議会議員の質問に関連してですが、1点目、20ページに、井上議員さんからの質問の一番最後にスチューデントサポーター派遣事業について答弁がありますが、さわやか相談室に今年3名の学生が市内3校の中学校に派遣されたという答弁があつたのですが、この派遣について、期間的や時間、具体的にどのような活動をしたのかを教えてくださいなと思います。また、さわやか相談室は小学校にも月1回程度派遣されていたかと思いますが、その際にも対応されていたのかわかったら教えてくださいなと思います。

(武田直美 指導課長) はい、スチューデントサポーターの派遣事業につきましては期間が学校によって異なりますので、後ほど調べてご報告いたします。また、さわやか相談室については中学校の方に配置されておりまして、小学校の方に伺わせていただいておりますが、スチューデントサポーターと一緒にいるかどうか併せて確認しておきます。

(西倉剛 教育長) 学生さんなので、授業の合間とか、そういったところで学校に協力できる時間帯で来てもらうようなケースがあるので、うまくマッチングすると、小学校にも帯同していたかもしれません。

(谷島大 委員) これに関してなんですけども、以前の定例会の方で申し上げたことですが、教育委員の研究協議会、全国とか県とかでオンラインなど含めてやっている中で、やはり他市他県からの教育委員さんからも学生さんを活用できないかという意見は、前からよく聞いていましたので、今後SSRの補助なども含めて、ぜひ学生ボランティアさんの活用を進めていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

もう一点、市議会の質問に関連してなんですけど、34ページ小川議員さんからのフッ化物洗口について教えていただきたいと思います。小学校16校、中学校4校で行われていて、新たに中学校が開始し、今後増加するように取り組んでいきますという答弁があったのですが、実施校はどのような基準でわかれているのでしょうか。

(佐藤光敏 学校保健課長) フッ化物洗口の実施につきましては学校の方で、取り組むかどうかを決めてやっていただいております。フッ化物の費用はこちらで用意しておりますが、学校の方でも、実施に当たっては非常に時間がかかったり、手間がかかったりするものですから、その学校のカリキュラムの中でうまく取り組めるように、学校の中で調整したうえで学校が手を挙げて参加していただくこととなります。その判断は学校の方に任せていくということで、繰り返しになりますが費用的な問題で取り組めないということではありません。

(谷島大 委員) ありがとうございます。やはり成果も出ていて良いものだと思うので、公平性の観点からもぜひ全校でやっていただきたいなというふうに感じましたので、意見として申し上げます。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

## **日程第7 日程報告**

(西倉剛 教育長) それでは、続いて、今後の日程報告をお願いします。

(杉木直也 教育総務課長) 今後の日程でございますが、教育委員会3月定例会は3月24日、午後1時30分から開催いたします。日程報告は、以上でございます。

(西倉剛 教育長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様から、そのほかご意見などございましたら、お願いいたします。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

## **日程第8 議案の審議**

(西倉剛 教育長) それでは、ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

(西倉剛 教育長) それでは、議案第16号の審議を行います。議案第16号は、関係職員のみによって会議を行いたいと存じます。

(杉木直也 教育総務課長) 両部 部長・次長の出席をお願いいたします。

～関係職員(両部部長、両部次長、教育総務課長)以外 退席～

(西倉剛 教育長) それでは、「議案第16号 令和8年度当初教職員人事異動に係る内申について」説明をお願いいたします。

(瀧澤誠 学校教育部長) 教育長の許可をいただき、資料の配布をお願いいたします。

(西倉剛 教育長) 配布を許可します。資料の配布をお願いします。

(瀧澤誠 学校教育部長) お配りいたしました、「令和8年度当初、学校管理職員人事異動案」をご覧ください。1ページ目をご覧ください。小学校の異動案です。初めに、小学校長について説明いたします。現任者のうち、役職定年を迎える者が5名で、中央小・太田と大石北小・瀧沢は、特例任用校長となります。鴨川小・浅沼と今泉小・小木曾は、降任して教諭となります。大石小・加藤は退職となります。

行政への転出は1名で、大谷小・田崎が指導課長として異動いたします。市外異動はありません。市内転補は1名で、東町小・黒木が上平北小へ異動いたします。上平北小・興野につきましては、退職となります。

次に後任者ですが、特例任用校長として2名、大石小へ瀧沢、鴨川小へ太田が、市内からの転補は2名で、先ほど申しました上平北小へ東町小から黒木のほか、中央小へ原市中から洞派が、他市からの転入は2名で、大谷小へふじみ野・三角小から湯本、大石北小へ川越・上戸小から吉田が着任いたします。

行政からの転入はございません。また、新採用校長は2名で、今泉小へ富士見小・教頭・田野、東町小へ原市小・教頭・永井が昇格して着任いたします。

続きまして、小学校教頭について申し上げます。役職定年を迎える者が1名で、瓦葺小・伊藤です。校長に昇格する者が3名で、うち、市内では先ほど申しました、富士見小・田野が今泉小へ、原市小・永井が東町へ。市外転出として、平方北小・斎藤が桶川市・加納中へ新任校長として着任いたします。

行政への転出は、ございません。なお、東小・田川につきましては、退職となります。市内転補は6名で、上尾小・千野が平方東小へ、大石小・山田が尾山台小へ、上平小・岸井が瓦葺小へ、尾山台小・清水が大石南小へ、大石南小・森田が東小へ、平方東小・小笠原が上平小へ異動いたします。

次に後任者ですが、先ほど申し上げた市内転補6名のほか、上尾小へ上尾中・吉澤が着任いたします。他市からの転入はございません。また、新採用教頭は3名で、原市小へ指導課・指導主事・國分、富士見小へ上尾小・主幹教諭・神田、平方北小へ学務課・主幹・澤邊が新任教頭として着任いたします。

なお、大石小につきましては、複数教頭配置でございましたが、令和8年度より教頭単独配置となります。

続きまして、中学校の異動案です。2ページをご覧ください。はじめに中学校長について申し上げます。現任者のうち、役職定年を迎える者はありません。特例任用校長の上尾中・井浦と、再任用校長の太平中・宮田は任期満了となりますが、引き続き特例任用校長、再任用校長として、同校へ着任いたします。

行政への転出、他市への異動はございません。なお、南中・廣は降任となります。市内異動は3名で、大石中・萩谷は原市中へ、原市中・洞派は中央小へ、瓦葺中・加藤は南中へ異動となります。

次に後任者でございますが、先ほど申しました、上尾中へ特例任用校長として井浦、太平中へ再任用校長として宮田が、また、市内転補は2名で、原市中へ大石中・萩谷が、南中へ瓦葺中・加藤が、行政からの転入は1名で、大石中へ市教委・学校教育部長・瀧澤が、市外からの転入は1名で、瓦葺中へ志木・志木二中から島村が着任いたします。なお、新採用校長はおりません。

続きまして、中学校教頭について申し上げます。役職定年を迎える者は、1名で、東中・橋本です。校長に昇格する者が1名で、上平中・深田が市外の異動で志木市・宗岡中へ新任校長として着任いたします。行政への転出は、1名で、大谷中・宮田が県教育局・南部教育事務所・主任管理主事として異動いたします。

市内転補は5名で、上尾中・吉澤が上尾小へ、太平中・島村が東中へ、大石中・小松が西中へ、西中・高柳が上尾中へ、大石南中・根井が太平中へ異動いたします。

次に後任者でございますが、市内転補は、先ほど申し上げた5名のほか、他市からの転入で、上平中へ和光・大和中から秋葉が着任いたします。

新採用教頭は2名で、大石南中へ県教育局・義務教育指導課・指導主事・杉崎、大谷中へ上尾中・主幹教諭・須田が新任教頭として着任いたします。なお、大石小につきましては、複数教頭配置校でございましたが、令和8年度より教頭単独配置となります。

最後に、教育委員会事務局について申し上げます。3ページをご覧ください。県教委や他市町への転出は、ございません。学校への転出は、学校教育部長・瀧澤が大石中校長として、学務課・主幹・澤邊が平方北小へ新任教頭として、指導課・指導主事・國分が原市小へ新任教頭として異動いたします。

学校教育部内の異動として、指導課長・武田が学校教育部長に昇格、学務課・副主幹・森が学務課主幹に昇格、また、指導課・指導主事・濁川が学務課副主幹として、教育センター・指導主事・幸田が指導課・指導主事として、異動いたします。

次に、後任者でございますが、指導課長・武田の後任に、大谷小・校長・田崎が着任いたします。指導課・指導主事につきましては、濁川・國分の後任2名の他に、このたび増員となりました1名を加え、計3名で、先ほど申しました、教育センター・指導主事・幸田のほか、太平中・主幹教諭・坂、富士見小・主幹教諭・佐々木が着任いたします。また、教育センター・指導主事・幸田の後任として、原市南小・教諭・本郷が着任いたします。説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(西倉剛 教育長) 先ほどの説明の中で、中学校の教頭、大石南中・根井直樹が太平中への異動ということがもれていましたので、併せてよろしく申し上げます。議案第16号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(谷島大 委員) ご説明ありがとうございました。今回、大石小学校と大石中学校が、教頭先生の人数

が2名から1名になっているのは、生徒数によるものということでよろしいでしょうか。

(瀧澤誠 学校教育部長) その通りでございます。

(西倉剛 教育長) 他に質疑、意見はございませんか。

～委員全員から意見等がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第16号 令和8年度当初教職員人事異動に係る内申について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から異議がない旨を確認～

(西倉剛 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

## **日程第9 閉会の宣告**

(西倉剛 教育長) それでは以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和8年上尾市教育委員会2月定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

令和 8年 3月24日 署名委員 谷島 大